

製品開発データモデル研究グループ 細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、「MASP アソシエーション会員規約」の第19条 2項の定めに基づき、製品開発データモデル研究グループの活動内容、構成、および運用のルールを定めるものである。

(名称)

第2条 本グループの名称は、『製品開発データモデル研究グループ』とする。

(活動)

第3条 本グループは、MASP 概念を具現化した SPBOM を利用し競争力あるビジネスプロセスと支援アプリケーションの構想について研究、設計する。

(組織)

第4条 本グループには、リーダーおよび事務局をおく。

第2章 会員

(会員資格)

第5条 本グループの会員は、MASP アソシエーションの会員であること。

(参加)

第6条 本グループへの参加に当たっては、本グループの他の会員の過半数の同意を得なければならない。

(会費)

第7条 無償とする。

(退会)

第8条 本グループの退会は、別途定める退会手続きによる。

(除名)

第9条 本グループの名誉を棄損又は本グループの目的に著しく反する行為をしたとき、参加会員の3分の2以上の議決を得て、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名をすることができる。その場合、本グループにおいて弁明の機会を与えなければならない。

第3章 活動

(活動および内容)

第10条 本グループの組織、構成及び運営に関して必要な事項は、グループ内の討議で定める。本グループの目的を達成するために次のような活動を行う。

- (1) データモデルの作成
- (2) 製品開発および改良プロセスの定義
- (3) 用語集の作成
- (4) 開発の着眼点と方法
- (5) MASP アソシエーションへの活動報告
- (6) MASP アソシエーションからの知見の検討
- (7) 本グループの活動方針を決め、活動の記録を残す

(公開情報)

第11条 以下の情報については MASP アソシエーションに対して開示を行う

- (1) 知得する以前に、自己が既に所有していたことを立証できるもの。
- (2) 知得する以前に、既に公知となっているもの。
- (3) 知得した後に、自己の責に帰し得ない事由により公知になったもの。
- (4) 正当な権利を有する第三者から知得したことを立証できるもの。
- (5) グループ内の討議により、抽象化されたもの。

(非公開情報)

第12条 本グループは、会員から提供された各会員の具体的な情報について、提供した会員の承諾なしにグループ外へ持ち出してはならない。

第4章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第13条 この規約は、参加会員数の4分の3以上の承認を得た場合、変更できる。

(解散)

第14条 本グループは、以下の2条件のいずれかの場合に解散をする。

- (1) 第3条に示した本グループの目的を果たし、参加会員数の4分の3以上の承認を得たとき
- (2) MASP アソシエーションが解散したとき

付 則

1. この規約は、2002年6月21日から施行する